【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（金融商品債務引受業の対象取引）

**第一条の十九**　法第二条第二十八項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　信用取引等（信用取引（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）若しくは金融商品取引業者が自己の計算において行う有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）若しくは市場デリバティブ取引又は有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は金融商品取引業者が自己の計算において行う有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引に係るものに限る。）をいう。次号において同じ。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

二　有価証券の貸借（信用取引等の決済に必要な有価証券を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場　の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる信用取引等に係る貸付けに限る。）

三　前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四　前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買、デリバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う金融商品又は金銭の授受

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（金融商品債務引受業の対象取引）

**第一条の十九**　法第二条第二十八項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　信用取引等（信用取引（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）若しくは金融商品取引業者が自己の計算において行う有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）若しくは市場デリバティブ取引又は有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は金融商品取引業者が自己の計算において行う有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引に係るものに限る。）をいう。次号において同じ。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

二　有価証券の貸借（信用取引等の決済に必要な有価証券を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場　の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる信用取引等に係る貸付けに限る。）

三　前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四　前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買、デリバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う金融商品又は金銭の授受

（改正前）

（法第二条第三十項に規定する政令で定める取引）

**第一条の十二**　法第二条第三十項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　　信用取引（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）若しくは証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）を含む。第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十九条の二、第四十二条第一項、第三項及び第七項並びに第四十四条を除き、以下同じ。）が自己の計算において行う有価証券の売買等（法第二条第十四項に規定する有価証券の売買等をいう。以下同じ。）又は有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等に係るものに限る。）（次号において「信用取引等」という。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

二　有価証券の貸借（信用取引等の決済に必要な有価証券を取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる信用取引等に係る貸付けに限る。）

三　前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四　前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引（法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（法第二条第三十項に規定する政令で定める取引）

**第一条の十二**　法第二条第三十項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　信用取引（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）若しくは証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）を含む。第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十九条の二、第四十二条第一項、第三項及び第七項並びに第四十四条を除き、以下同じ。）が自己の計算において行う有価証券の売買等（法第二条第十四項に規定する有価証券の売買等をいう。以下同じ。）又は有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等に係るものに限る。）（次号において「信用取引等」という。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

二　有価証券の貸借（信用取引等の決済に必要な有価証券を取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる信用取引等に係る貸付けに限る。）

三　前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四　前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引（法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

（改正前）

（法第二条第三十項に規定する政令で定める取引）

**第一条の十二**　法第二条第三十項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　信用取引（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）若しくは証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）を含む。第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十九条の二、第四十二条第一項、第三項及び第七項並びに第四十四条を除き、以下同じ。）が自己の計算において行う有価証券の売買等（法第二条第十四項に規定する有価証券の売買等をいう。以下同じ。）又は有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等に係るものに限る。）（次号において「信用取引等」という。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

二　有価証券の貸借（信用取引等の決済に必要な有価証券を取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる信用取引等に係る貸付けに限る。）

三　前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四　前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（法第二条第三十項に規定する政令で定める取引）

**第一条の十二**　法第二条第三十項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　信用取引（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）若しくは証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）を含む。第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十九条の二、第四十二条第一項、第三項及び第七項並びに第四十四条を除き、以下同じ。）が自己の計算において行う有価証券の売買等（法第二条第十四項に規定する有価証券の売買等をいう。以下同じ。）又は有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等に係るものに限る。）（次号において「信用取引等」という。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

二　有価証券の貸借（信用取引等の決済に必要な有価証券を取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる信用取引等に係る貸付けに限る。）

三　前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四　前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

（改正前）

（法第二条第二十六項に規定する政令で定める取引）

**第一条の十二**　法第二条第二十六項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　信用取引（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）若しくは証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）を含む。第十五条の三、第十五条の四、第十六条、第十九条の二、第四十二条第一項、第三項及び第六項並びに第四十四条を除き、以下同じ。）が自己の計算において行う有価証券の売買等（法第二条第十二項に規定する有価証券の売買等をいう。以下同じ。）又は有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等に係るものに限る。）（次号において「信用取引等」という。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

二　有価証券の貸借（信用取引等の決済に必要な有価証券を取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる信用取引等に係る貸付けに限る。）

三　前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四　前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】

（改正後）

（法第二条第二十六項に規定する政令で定める取引）

**第一条の十二**　法第二条第二十六項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　信用取引（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）若しくは証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）を含む。第十五条の三、第十五条の四、第十六条、第十九条の二、第四十二条第一項、第三項及び第六項並びに第四十四条を除き、以下同じ。）が自己の計算において行う有価証券の売買等（法第二条第十二項に規定する有価証券の売買等をいう。以下同じ。）又は有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等に係るものに限る。）（次号において「信用取引等」という。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

二　有価証券の貸借（信用取引等の決済に必要な有価証券を取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる信用取引等に係る貸付けに限る。）

三　前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四　前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

（改正前）

（法第二条第二十六項に規定する政令で定める取引）

**第一条の十二**　法第二条第二十六項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　信用取引（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）若しくは証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等（法第二条第十二項に規定する有価証券の売買等をいう。以下同じ。）又は有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等に係るものに限る。）（次号において「信用取引等」という。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

二　有価証券の貸借（信用取引等の決済に必要な有価証券を取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる信用取引等に係る貸付けに限る。）

三　前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四　前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】

（改正後）

（法第二条第二十六項に規定する政令で定める取引）

**第一条の十二**　法第二条第二十六項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　信用取引（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）若しくは証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等（法第二条第十二項に規定する有価証券の売買等をいう。以下同じ。）又は有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等に係るものに限る。）（次号において「信用取引等」という。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

二　有価証券の貸借（信用取引等の決済に必要な有価証券を取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる信用取引等に係る貸付けに限る。）

三　前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四　前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

（改正前）

（新設）